

公益財団法人宮崎県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人宮崎県スポーツ協会が主催する競技会またはその運営に関して行った決定に対する不服申立は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月27日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から施行する。